

令和2年10月1日から

建設業許可申請等について 以下の変更があります。

岐阜県知事許可業者の皆様

- ・ **経営能力（経営業務管理責任者）に関する基準の見直しがありました。**
 - ◎これまで個人の経験により担保していた経営の適正性を、建設業者の体制により担保することとして国土交通省令で定める基準が改められました。
- 「経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令で定める基準」
 1. 常勤役員等の体制が一定の条件を満たし適切な経営能力を有すること。
 2. 適切な社会保険に加入していること。
- ・ **建設業者の地位の承継ができるようになりました。**
 - ◎建設業者が事業の譲渡、会社の合併、分割及び相続を行った場合、事前の認可を受けることで、許可に係る建設業の全部を承継することができるようになりました。

詳しくは、[「建設業許可申請・変更等の手引」](#)をご覧ください。

https://www.pref.gifu.lg.jp/shakai-kiban/kendo/nyusatsu/11656/cl_tebiki.html